

自主共済を救済するため 与野党が共同し実効ある措置を講じるよう要求します

私たちは、大阪の登山・スポーツ愛好家、医療人、商工自営業者、労働者などさまざまな分野で活動する団体が、会員を対象に実施している共済・互助会制度（以下・自主共済）を守るために共同で結成した「共済の今日と未来を考える大阪懇話会」（以下・大阪懇話会）です。

私たちはこの間、「契約者を保護することが目的」と称して改正された新保険業法（以下・業法）によって、自主共済の継続が困難になり各団体が次々と廃止・解散に追い込まれる中、自主共済を業法の適用除外とすること、今年3月31日までの「経過措置」期間を延長することを求め、各政党、与野党国会議員、金融庁への要請運動を続けてきました。

業法施行後の国会では、各議員から自主共済の継続を保障する必要性が強く主張され、金融担当大臣からも積極的に対応する旨答弁されました。3月24日には、民主党・共産党・社民党・国民新党の4野党と無所属議員が共同し、業法の見直しを求める法律案が参議院事務総長宛てに提出されるなど大きな前進が見られました。

私たちは、自主共済を守るための業法の改正と適用除外、経過措置期間の延長を実現するためには与野党の共同が不可欠であり、そのことが国会の責任を果たす唯一の方法だと考えます。

自主共済は、一般の保険にはない役割を果たしながら発展し、歴史的に見ると国民の結社権の確立とともに発達してきました。すなわち自主共済は、各団体の構成員の結集に資するものであり、自主共済を運営することは「結社の自由」の一つの内容として憲法21条により保障されるべきものです。国会が制定した業法によって自主共済の継続が困難になり、主権者である国民が制度の脱退を強要されることは、まさに憲法違反であり国民の権利の侵害と言わざるを得ません。加えて、立法の経過を見ると業法の改正自体が、アメリカやEUなど諸外国と日本の保険市場の拡大に大きく寄与するものにほかならず、自主共済を保険業の領域に取り込むことがねらいであることは明らかです。

自主共済は国民のいのちと暮らしに直結するものであり、実際に被害が発生してからでは取り返しのつかない事態を引き起こし、一旦廃止・解散した制度を回復させることは不可能です。

私たち大阪懇話会は、健全な運営を続ける自主共済が業法の適用除外となるよう与野党が一致共同し、業法の改正など実効ある措置を早急に講じるよう強く要望するとともに、その実現に向けて最後まで奮闘する決意を表明します。

2008年4月1日

共済の今日と未来を考える大阪懇話会
〈参加団体〉

大阪府勤労者山岳連盟
新日本スポーツ連盟大阪府連盟
大阪府保険医協会
大阪府歯科保険医協会
大阪商工団体連合会
大阪民主医療機関連合会共済会
大阪労働組合共済会